

社会保険労務士

## さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

70 歳雇用時代が来る？  
政府が検討開始

## ◆今秋から検討開始

政府は、未来投資会議と経済財政諮問会議で高齢者が希望すれば原則 70 歳まで働ける環境整備に向けた検討を、今秋から始める方針です。

現在は高年齢者雇用安定法で原則 65 歳までの雇用が義務づけられていますが、同法を改正し、70 歳雇用を努力目標とすることを検討するとしています。

## ◆2019 年度は補助金拡充

法改正に先駆け、まず高年齢者雇用に積極的な企業への補助金を拡充するとしています。来年度予算案で高齢者の中途採用を初めて実施した企業への補助金を拡充し、「トライアル雇用」から始められるようにすることで企業に高齢者雇用への取組みを促す方針です。

## ◆賃金大幅ダウン避ける仕組みも検討

内閣府の「平成 29 年版高齢社会白書」によれば、現在仕事をしている高齢者の約 4 割が「働けるうちはいつまでも」と回答しており、「70 歳くらいまで」が約 22%、「75 歳くらいまで」が 11.4%、「80 歳くらいまで」が 4.4%と、全体の 8 割近い人が高齢期にも高い就業意欲を持っています。

しかし、現在は定年後に継続して働く場合でも高年齢者雇用給付や在職老齢年金との兼合いで大幅に賃金がダウンする仕組みとなっています。

このため、働く意欲や能力のある人が大幅に賃金が下がらないようにするため、評価・報酬体系を官民で見直すとしています。公的年金を 70 歳以降に受給開始できるようにすることも検討される予定で、70 歳超から年金を受け取る場合には受取額を大幅に加算する案も出ています。

## ◆現状は「再雇用」が 8 割

ただし、企業における現在の高齢者雇用は、定年を 65 歳まで延長している企業が 17%、定年廃止は 2.6%で、約 8 割が「再雇用」です。

政府は、高齢者雇用で成功している企業を参考に、今秋以降、経済界などとも慎重に協議を進めるとしています。

## 中小企業庁が人材育成プラットフォーム「ビジログ」を提供開始

## ◆中小企業庁が中小企業向けの学習プラットフォームを公開

中小企業庁は、8 月 20 日から、EdTech を活用した時間や場所にとらわれない多様な学びのスタイルの提供の場として、中小企業従業員向けの人材育成プラットフォーム「ビジログ」を公開しています。

## 【参考サイト】

ビジログ  
<https://busilog.go.jp/>

### ◆中小企業でも人材育成が求められている

昨今、人材育成の必要性が叫ばれているところですが、実際に人材育成に取り組んでいる中小企業はまだまだ少ないのではないのでしょうか。

変化の激しいビジネスの現場において、社員の人材育成は中小企業にとっても大きな要素となっていますが、投入できる人員や時間、資力もない中小企業にとっては、どうしても後回しになってしまいがちです。

### ◆無料で受講できる

「ビジログ」のサイトによれば、ビジログでは、将来、企業の事業活動の中核的な役割を担う人材に必要な「専門知識」やその土台となる「キャリア・オーナーシップ」と「社会人基礎力」を学ぶためのコンテンツが用意されており、それぞれ以下のような形式で提供されます。

- ・ウェブ型（受講時間：3～10分、受講方法：PC・スマホなど）
- ・双方向ライブ型（受講時間1時間半、受講方法：PC・スマホなど）
- ・ワークショップ型（受講時間：6～7時間、受講方法：集合・座学）

これらの受講は無料となっているそうです。まだ公開されたばかりで、これから随時情報が提供されるようですが、動画受講のイメージな

ども確認できますので、一度のぞいてみてはいかがでしょうか。

### 10月の税務と労務の継続期限 [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 >  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >  
[労働基準監督署]

#### 31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第3期分 > [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 < 休業4日未満、7月～9月分 > [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付 < 延納第2期分 > [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報

告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 >  
[公共職業安定所]

～当事務所より一言～